

1 コンクリート関係

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コンクリート	(1) 材 料	セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表による。 ただし、3箇月以上貯蔵したり、湿ったおそれのある場合は所定の試験を行わなければならない。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1. コンクリート打設量 600m ³ に1回。 2. 採取場所及び材質が変わる毎に1回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	採取場所及び材質が変わる毎に1回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	

(参考)規格値	管理方式	処置
JIS R 5210～5214 参照	1. 記録の方法 試験結果は下記によりまとめる。	1. 骨材の比重、粒度が設計値に対して差異がある場合はさらに検査の上、配合の変更その他適切な処置をとる。
コンクリート標準示方書(施工編)による	(1) 骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。	2. 細骨材の表面水率、塩化物含有量、スランプ、空気量についてはその測定値の変動状態により材料の再調査、配合の再検討、計量機器の点検その他適切な処置をとる。
高炉スラグ粗骨材 L 1.25kg/ℓ " 粗骨材 N 1.35kg/ℓ " 細骨材 1.45kg/ℓ	(2) 細骨材の表面水率試験結果は、所定の様式に整理する。	3. コンクリートの強度については、管理を慎重に行い強度の変動低下を未然に防ぐように努める。
絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.5%以下 ただし、砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については、以下の J I S を適用する。 J I S A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) J I S A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) J I S A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) J I S A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) J I S A 50121 (コンクリート用再生骨材 H)	(3) 塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度の試験結果は所定の様式により取りまとめ、測定値が 20 点以上の場合には工程能力図、X-R s-R m 又は X-R 管理図等により管理し、20 点未満の場合は結果一覧表による。 2. 管理 (1) コンクリート材料については骨材試験一覧表により設計値と比較検討する。 (2) 塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度については、管理試験記録により試験値が所定の値に達しているかどうかを検査し、また、そのバラツキを把握する。	測定値が所定の値に達しない場合は材料の品質配合、機械の精度、練り混ぜ方法等を検査し、適切な処置をとる。 4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について受注者は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1 m ³ に含まれるアルカリ総量を Na ₂ O 換算で 3.0kg 以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用
絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.5%以下 ただし、砕石、高炉スラグ粗骨材及び気炉酸化スラグ粗骨材の規格値については、以下の J I S を適用する。 J I S A 5005 (コンクリート用砕石) J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) J I S A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)	(3) 塩化物含有量試験に用いる測定器具は、公的機関又はこれに準ずる機関がその性能を評価したものをを用いる。なお、一回の検査に必要な測定回数は3回とし、測定はその平均値により行う。	J I S R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント B 種(スラグ混合比 40%以上)又は C 種、あるいは J I S R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント B 種(フライアッシュ混合比 15%以上)又は C 種、若しくは混和剤をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
コンクリート	(1) 材 料	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103		
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126		
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137		
		細骨材の塩化物イオン含有量試験（細骨材に海砂を使用する場合）	JSCE-C502 または JSCE-C503		
		砂の有機不純物量	JIS A 1105		
		骨材の安定性試験	JIS A 1122		
		骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS Aは 1145 又 1146		
		配合試験			生コンの場合は、工場の配合報告書による。
		(2) 施 工			塩化物含有量試験
単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100 m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。			100 m ³ 以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、重要なコンクリート構造物の場合重要度に応じて100～150 m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象（重要なコンクリート構造物）は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く。）内空断面が25 m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート	

(参考) 規格値	管理方式	処 置
40%以下 舗装コンクリート 35%以下		<p>(3)安全と認められる骨材の使用</p> <p>受注者の立会いのもと骨材を採取し、骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法又はモルタルバー法）を行い、その結果が無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>なお、化学法については工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認をするとともに、J I S A 1804 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>1) 工事開始前 コンクリート打設開始日の1ヶ月以内に、国営農業農村整備事業等で発注した他工事の受注者の立会いによる試験結果がある場合は、その試験結果を使用できる。</p> <p>2) 工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合 J I Sに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨材生産者、生コンクリート生産者及び受注者が立会えば、J I Sに基づく試験結果が使用できる。</p> <p>なお、この試験結果は1ヶ月以内であれば他工事でも使用できるが、この場合、受注者は同一の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。</p>
細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂及びスラグ細骨材（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）		
粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下		
舗装コンクリート 5%以下		
細骨材 1.0%以下粗骨材 0.25%以下		
0.04%以下		
標準色より薄いこと		
細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下		
	工事開始前 工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合	
0.3kg/m ³ 以下		
1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回単位水量の測定を行う。		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コンクリート	(2) 施 工		<p>2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の制度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督員に提出するものとする。</p> <p>また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。</p>	<p>類、橋梁上・下部工（PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。</p>
		スランプ試験	JIS A 1101	<p>圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき</p>
		空気量試験	JIS A 1128 他	<p>圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき</p>
		圧縮強度試験	JIS A 1108	<p>1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。</p> <p>2. 試験基準</p> <p>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³毎に1回とする。</p> <p>テストピースは1回につき6個（σ_7…3個、σ_{28}…3個）とする。</p> <p>* 小規模工種で、1規格あたりの総使用量が20m³未満の場合には1回以上、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認証工場）において作成された品質証明書の提出のみとすることができる。</p>

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>3. 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。</p> <p>なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>		
<p>2.5cm ……………○±1.0 (cm)</p> <p>5cm及び6.5cm ……○±1.5</p> <p>8cm以上18cm以下…○±2.5</p> <p>21cm ……………○±1.5</p>		
<p>指定値○±1.5%</p>		
<p>現場練りコンクリート</p> <p>同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。</p> <p>また、基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。</p> <p>レディーミクストコンクリート</p> <p>1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。</p> <p>3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。</p> <p>なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものの。</p>		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コンクリート	(2) 施 工	曲げ強度試験	JIS A 1106	<p>1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。</p> <p>2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。</p> <p>3. 試験基準</p> <p> 打設1日につき2回（午前・午後）の割合で行う。</p> <p> テストピースは1回につき3個とする。</p> <p>* 1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。</p>

(参考) 規 格 値	管 理 方 式	処 置
<p>1回の試験結果は、予備強度の85%以上でなければならない。</p> <p>3回の試験結果の平均値は予備強度以上でなければならない。</p> <p>なお、1回の意見とは採取した資料で作った3個の供試体の平均値で表したものの。</p>		

2 土質関係

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	規格値
道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR 試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。
			土粒子の密度試験 (粘性土)	JIS A 1202	設計図書による。
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。

試験基準	適用
当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。	
当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)	
当初及び土質の変化した時。	
<ul style="list-style-type: none"> ・路体:当初及び土質の変化した時。 ・路床:含水比の変化が認められた時。 	
当初及び土質の変化した時。	
当初及び土質の変化した時。	
当初及び土質の変化した時。	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	規格値
道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	・路体:最大乾燥密度の85%以上。 ・路床:最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。
		現場密度の測定 (粘性土)	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	飽和度 85~95%(空気間げき率 10~2%)	
		プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		
		現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	

試験基準	適用								
<p>路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。但し、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m³につき1回の割合で行う。但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。</p>	<p>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>								
<p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p>	<p>・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>								
<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="263 884 614 974"> <thead> <tr> <th>面積 (㎡)</th> <th>0～ 500</th> <th>500～ 1000</th> <th>1000～ 2000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (㎡)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000	測定 点数	5	10	15	
面積 (㎡)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000						
測定 点数	5	10	15						
<p>路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。</p>	<p>・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</p>								
<p>各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。</p>	<p>・セメントコンクリートの路盤に適用する。</p>								
<p>各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。</p>									
<p>降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。</p>									
<p>トラフィカビリティが悪いとき。</p>									
<p>ブルーフローリングでの不良個所について実施</p>									

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	規格値			
路床入替	材料	必須	CBR試験	JIS A 1211 (ただし、路床用 砕石は3層17回)	砂	CBR	12以上	
					路床用砕石	CBR	(3層17回)30以上	
			PI	10以下				
			粒度	2.36mmフルイ通過量 5~35% 37.5mmフルイ通過量 85~100% 53.0mmフルイ通過量 100%				
			骨材の粒度測定	JIS A 1102	スラグ	CBR	20以上	
		異物の混入割合測定				コンクリート再生砕石 (RB-40)	CBR	(3層17回)30以上
						異物	含んではならない	
						アスファルト塊	30%未満 (含まれる場合)	
						粒度	2.36mmフルイ通過量 5~35% 37.5mmフルイ通過量 85~100% 53.0mmフルイ通過量 100%	
						その他	締め固め試験	JIS A 1210
必須	プルーフローリングの測定	舗装調査・試験法 便覧	目視による変形等の測定					

試験基準	適用
<p>1 工事につき1回実施する。 (PIIは、砂、スラグについて除く)</p>	<p>注 1. 入替材料を 300 m³以上使用する工事に適用する。 工事着手前 ①使用届を提出し、承諾を得るものとする。 ②試験は自社管理工場の実施したデータでもよい。ただし施工時点からさかのぼり3ヶ月以内の試験データとする。 ③施工時に産地が変わった場合又は材料の質が変わった場合には、その都度実施する。</p>
<p>適宜確認する。 (路床用砕石のみ実施する)</p>	
<p>1 工事につき1回実施する。</p>	
<p>路床入替後全延長について車線ごとに実施する。 (ただし、路床入れ替え前にも測定が可能な場合には実施のこと)</p>	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	規格値
下層路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧準拠	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上）アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 その他の地方・・・40cm
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-16	1.5%以下
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし
			締固め試験	JIS A 1210	
	その他	粗骨材のすりへり減量試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	
			骨材の比重及び吸水量試験	JIS A 1110	
	路盤施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[4]-191	個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による
			プルーフローリングの測定	舗装調査・試験法 便覧	目視による変形等の測定
			平板載荷試験	JIS A 1215	18以上 ((kg/cm ²))
			呈色判定 (スラグのみ) 水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装調査・試験法 便覧	呈色しないこと (吸光度0.05以下) 1.5%以下
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
土の液性限界・塑性限界試験			JIS A 1105	塑性指数PI：6以下	
含水比試験			JIS A 1203	設計図書による	

試験基準	摘要
施工前、材料変更時	①産地が変わればその都度実施する。 ②スラグを使用する場合はP Iを除く。 ③試験は自社管理工場の実施したデータでもよい。 ただし施工時点から遡り、3ヶ月以内の試験データとする。 突き固め試験は6か月以内の試験データで良い。
<ul style="list-style-type: none"> ・交通量区分N6以上の場合実施する 2,000 m³未満は3回 2,000 m³以上は6回実施する 	①締固め度について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は2,000 m ³ 未満はさらに3個(X6) 2,000 m ³ 以上はさらに4個(X10) 追加しこれが合格判定値の範囲内であればよい。 ②300 m ³ 以下の工事は除く。
<ul style="list-style-type: none"> ・全幅、全区間で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする
2,000 m ³ 未満は3回, 2,000 m ³ 以上は6回実施する	
出荷日の試験報告書で確認する	
<ul style="list-style-type: none"> ・異常が認められたとき 	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	規格値		
上層路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧準拠	修正CBR80%以上		
			骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102			
			土の液性限界・塑性 限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		
			鉄鋼スラグの呈色 判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧[4]-10	呈色なし		
			鉄鋼スラグの水浸 膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-16	1.5%以下		
			鉄鋼スラグの一軸 圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-12	1.2Mpa以上（14日）		
			鉄鋼スラグの単位 容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-106	1.50kg/L以上		
			締め固め試験	JIS A 1210			
	その他	粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121				
		硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122				
	施工	必須	締め固め密度の測定	現場密度の測定舗 装調査・試験法便 覧[4]-185 砂置換法 (JISA1214) 砂置 換法は最大粒径が 53mm以下の場合の み適用できる	個々の測定値が最大乾燥密度の93% 以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上		
			粒度	舗装調査・試験法 便覧[2]-14		2.36mm ϕ 以下	0.075mm ϕ 以下
					X10	±10%以内	±4.0%以内
					X6	±9.5%以内	±4.0%以内
					X3	±8.5%以内	±3.5%以内
		呈色判定 (スラグのみ) 水浸膨張比 (スラグのみ)	舗装調査・試験法 便覧 舗装調査・試験法 便覧	呈色しないこと（吸光度0.05以下） 1.5%以下			
	プライマーの品質 (JIS K 2208の 項目)		JIS K 2208の項目について				

試験基準	摘要
施工前、材料変更時	①産地が変われば、その都度実施する。 ②スラグを使用する場合はP Iは除く。 ③試験は自社管理工場の実施したデータでもよい。 ただし、施工時点から遡り、3ヶ月以内の試験データとする。
	突き固め試験は6ヶ月以内の試験データでよい。
施工前、材料変更時	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
	突き固め試験は6ヶ月以内の試験データでよい。
2,000 m ³ 未満は3回。 2,000 m ³ 以上は6回実施する。	10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
<ul style="list-style-type: none"> 交通量区分N6以上の場合実施する 2,000 m ³ 未満は3回 2,000 m ³ 以上は6回実施する	
出荷日の試験報告書で確認する。	
1工事に1回品質証明書によりチェック。	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	規格値
上層路盤工	施工	その他	平板載荷試験	平板載荷試験 JAS A 1215	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 P I : 4 以下
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による
路盤工（歩道・路肩部）	材料	必須	粒度の測定	JIS A 1102	共通仕様書による
			塑性指数（P I）の測定	舗装調査・試験法便覧	
			塑性指数（P I）の測定	舗装調査・試験法便覧	
			修正 C B R 試験	舗装調査・試験法便覧	
			呈色判定試験（スラグのみ）	舗装調査・試験法便覧	
			水浸膨張比（スラグのみ）	舗装調査・試験法便覧	
			締固め試験	JIS A 1210	
	その他	骨材のすりへり試験	JIS A 1121		
			骨材の比重及び吸水率の試験	JIS A 1110	
	施工	必須	締固め密度の測定	舗装調査・試験法便覧	最大乾燥密度の 90%以上
			呈色判定試験（スラグのみ）	舗装調査・試験法便覧	呈色しないこと（吸光度 0.05 以下）
			水浸膨張比（スラグのみ）	舗装調査・試験法便覧	1.5%以下
			粒度の測定（ふるい分け試験）	JIS A 1102	

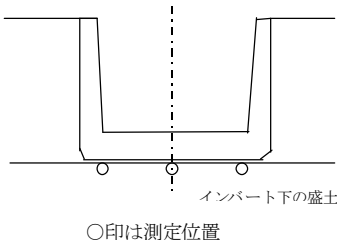
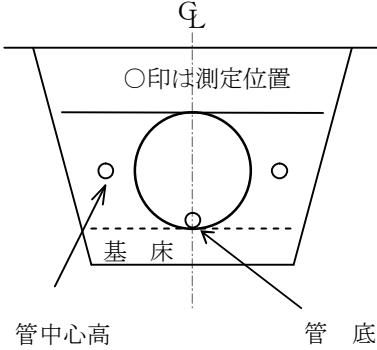
試験基準	摘要
1,000 m ² につき 2 回の割で行う	セメントコンクリートの路盤に適用する。
観察により以上が認められたとき。	突き固め試験は 6 ヶ月以内の試験データでよい。
1 工事に 1 回実施する。	<p>工事着手前</p> <p>①産地が変われば、その都度実施する。</p> <p>②スラグを使用する場合は P I を除く。</p> <p>③試験は製造会社の実施したデータでも良い。</p> <p>ただし、施工時点から遡り、3 ヶ月以内のデータとする。</p>
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
	突き固め試験は 6 ヶ月以内の試験データで良い。
	突き固め試験は 6 ヶ月以内の試験データとする。
1 工事につき 3 回実施する。	締固め度について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに 3 個 (X6) 追加し、これが合格判定値の範囲内であれば良い。
出荷日の試験報告書で確認する。	

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	試験（測定）基準			
加熱アスファルト安定処理路盤	骨材	必須	アスファルト舗装に準ずる					
	アスファルト類	その他	アスファルト舗装に準ずる					
	混和物	必須	混合物の実施配合の決定	舗装調査・試験法便覧				
			ホットピンの骨材粒度試験（合成粒度）	JIS A 1102	合格判定値			
					X10	X6	X3	
					合成粒度 2.36 mm は ± 10 % 以内	合成粒度 2.36 mm は ± 9.5 % 以内	合成粒度 2.36 mm は ± 8.5 % 以内	
					合成粒度 0.075 mm は ± 4%以内	合成粒度 0.075 mm は ± 4 % 以内	合成粒度 0.075 mm は ± 3.5%以内	
			アスファルトの温度測定 混合物の温度測定	舗装調査・試験法便覧				
			混合物のアスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧	- 0.8 % 以上	- 0.8 % 以上	- 0.7% 以上	
	混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧						
	混合物の基準密度決定	舗装調査・試験法便覧						
	路盤施工	必須	敷き均しの温度の測定					
			コア採取による品質管理 (1) 密度試験 (2) アスファルト抽出試験	舗装調査・試験法便覧	合格判定値			
					X10	X6	X3	
				締固め密度 A 基準密度の 95%以上	締固め密度 A 基準密度の 95.5 % 以上	締固め密度 A 基準密度の 96.5 % 以上		
		アスファルト量 A 基準密度の -0.8% 以上	アスファルト量 A 基準密度の -0.8% 以上	アスファルト量 A 基準密度の -0.7% 以上				
		タックコートの品質 (JIS K 2208)		タックコート材 JIS K 2208 の項目について JIS K 2208 の規格				

試験基準	摘要
1日につき3回以上行う。	<p>① 1工事での使用量が50 t未満の場合に、同日、同一プラントで他工事に使用する同一配合の管理データがあれば原則としてそのデータを使用して良い。</p> <p>② アスファルトの温度は連続指示自記記録計とすること。</p> <p>③ 試験はプラントの試験データで良い。</p> <p>④ 基準密度は監督員の承諾を得ること。</p>
随時実施する	
1日につき1回行う。	
当初の2日間午前・午後各1回。舗設日が1日の場合は2回実施する。	
敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。	
2,000 m ² 未満は3個、2,000 m ² 以上は6個採取し試験する。	<p>厚さ測定後のコアを利用する。</p> <p>締固め度、アスファルト量について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、2,000 m²未満はさらに3個(X6)、2,000 m²以上はさらに4個(X10)追加し、これが合格判定値の範囲内であれば良い。</p>
1工事に1回品質証明書によりチェックする。	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
セメント安定処理路盤	材料	必須	配合試験	舗装調査・試験法便覧[4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装), 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)	
			骨材の修正CBR試験	骨材の修正CBR試験舗装調査・試験法便覧[4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4] -103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	
			粒度 (2.36mmふるい)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	
			粒度 (75μmふるい)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	
			その他			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	
				セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-213, [4]-218	±1.2%以上

試験基準	摘要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定処理材に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 ・ 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積で 2,000 m²未満
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 ・ 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積で 2,000 m²未満
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 ・ 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積で 2,000 m²未満
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 2,000 m²以上とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき 	
<p>2,000 m²未満は 3 回 2,000 m²以上は 6 回実施する。</p>	<p>①締固め度について、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は 2,000 m²未満はさらに 3 個（X6）2,000 m²以上はさらに 4 個（X10）追加しこれが合格判定値の範囲内であれば良い。 ②300 m²以下の工事は除く。</p>
<p>観察により以上が認められたとき。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回／日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 2,000 m²以上が該当する。

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
水路工（インバート下の盛土）	(1) 盛土	材 料	突固めによる土の 締固め試験	JIS A1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。 
			土粒子の密度試験	JIS A1202	
		施 工	土の含水比試験	JIS A1203	
			砂置換法による土の 密度試験	JIS A1214	
水路工（管水路）	(1) 基礎（砂基礎等）	材 料	突固めによる土の 締固め試験	JIS A1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。 延長200m毎に1回。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。 
			土粒子の密度試験	JIS A1202	
			土の粒度試験	JIS A1204	
		施 工	砂置換法による土の 密度試験	JIS A1214	
			土の含水比試験	JIS A1203	

(参考) 規格値	管理方式	処置
<p>1. 乾密度で測定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する 締固度は、 A.B 方法 90%以上 C・D・E 方式 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85～95% の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合空気間ゲキ率 は 2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		
<p>締固めの規程</p> <p>(JIS A 1210 の A・B 法)</p> <p>締固め I 85%以上 締固め II 90%以上</p> <p>締固め度 =</p> $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$ <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
堤防盛土	(1) 盛土	材 料	突固めによる土の 締固め試験	JIS A1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。 土量 5,000m ³ 以上の場合は 1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。高盛土の場合は監督職員の指示による。
			土粒子の密度試験	JIS A1202	
	施 工	土の含水比試験	JIS A1203		
		砂置換法による土の 密度試験	JIS A1214		

(参考) 規格値	管理方式	処置
<p>1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		

3 石材関係

項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
捨石材 ・ 基礎割栗石材	(1) 材 料	圧縮強度	JIS A 5006	1. 採取場所及び材質が変わる毎に1回。 2. 重要な場合は特別仕様書による。
		見掛比重	JIS A 5006	
		吸水率	JIS A 5006	

(参考) 規格値	管理方式	処置
<p>特別仕様書による。</p>	<p>1. 記録の方法</p> <p>(1) 試験成績表は公的試験機関の試験結果により取りまとめる。</p> <p>(2) 試験結果については結果一覧表に整理する。</p> <p>2. 管理方法</p> <p>(1) 管理試験値が所定の値に達しているかどうか検査し、また、そのバラツキを把握する。</p>	

4 アスファルト関係

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表 3.3.17 による。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205
	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下		
	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下		
	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4 以下		
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下		
	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下		
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下		
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下		

試験基準	摘要
施工前、材料変更時	<p>工事着手前</p> <p>①共通仕様書により使用届を提出し承諾を得ること。</p> <p>②配合は同一材料により6ヶ月以内に配合されたものがあり、良好な結果であればそれを使用して良い。</p> <p>③骨材・アスファルト類の試験データは配合を検討する場合、必要に応じてアスファルトプラントのデータを提出させる。</p> <p>④産地及び製作会社又は使用品名が変わればその都度実施する。</p> <p>⑤アスファルト・ファイバー(粒度を除く)は品質証明書によることができる。</p> <p>⑥300 m²以下の工事は除く。</p>
施工前、材料変更時	
施工前、材料変更時	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下
			針入度試験	JIS K 2207	・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-192	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3

試験基準	摘要
施工前、材料変更時	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
アスファルト舗装	プラント	必須	混合物の実施配合の決定 注：耐流動対策のため混合物は、ホイットラッキング試験により動的安定性をチェックすること。	舗装調査・試験法便覧		
			ホットビンの骨材粒度試験（合成粒度）	JIS A 1102	合成粒度	
					2.36 mm	0.075 mm
					X10 ±8.0%以内	±3.5%以内
					X6 ±7.5%以内	±3.5%以内
			X3 ±7.0%以内	±3.0%以内		
			アスファルトの温度測定 混合物の温度測定			
	アスファルト抽出試験	舗装調査・試験法便覧	混合物のアスファルト量 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内			
	混合物の粒度試験	舗装調査・試験法便覧	①実施配合の値と比較			
	基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧				
舗設現場	必須	コア採取による品質管理 1. 密度試験 2. アスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 混合物のアスファルト量 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内 実施配合のアスファルト量と採取コアからの抽出アスファルト量の差により判断する。		
		敷き均し温度	温度計による。	110℃以上		
		タックコート材の品質 (JIS K 2208)		JIS K 2208 の項目について JIS K 2208 の規格値		

試験基準	摘要
	① 使用届を提出し承諾を得ること ② 1工事での使用料が50t未満の場合に、同一プラントで他工事に使用する同一配合の管理データがあれば、原則としてそのデータを使用して良い。 ③ アスファルトの温度は、連続指示自記記録計とすること。
合材種別ごとに1月3回で実施する。	④ 試験はプラントの試験データで良い。 ⑤ 基準密度は監督員の承諾を得ること
随時実施する。	
1日につき1回行う。	
当初の2日間午前・午後各1回。 舗設日が1日の場合は2回実施する。	
2,000m ³ 未満は3回、 2,000m ³ 以上は6回実施する	10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
随時	
1工事に1回、品質証明書によりチェックする	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験舗	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	
			ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	DS1, 500回/mm以上。 改質アスファルト使用時。
アスファルト舗装（再生合材）	材料（再生骨材）	必須	アスファルト量	舗装調査・試験法便覧「別冊」	3.8%以上
			粒度	JIS A 1102	
		その他	微粒分量	舗装再生便覧	
			針入度	ASTMD 1856 JIS K 2207	旧アスファルト針入度 20 以上 再生アスファルト針入度 40～60 度又は (60-80)
	最大比重		ASTMD 2041		
	材料（再生アスファルト）	その他	針入度 25°C1/10 mm	JIS 2207	
			軟化点 °C		
			伸度 (15°C) cm		
			トルエン可溶分 %		
			引火点 °C		
薄膜加熱質量変化率 %					
薄膜加熱針入度変化率 %					
蒸発後の針入度比 %					
比重 (25/25°C)					
再生用添加剤					

試験基準	摘要
設計図書による舗設車線毎 200m 毎に 1 回	
合材出荷日毎に実施する。	工事着手前
	新材料（骨材・アスファルト類）はアスファルト舗装工（材料）を適用すること。
合材混合所において 1 月に 1 回以上実施する。	
合材混合所において 6 月に 1 回以上実施する。	
合材混合所において 6 月に 1 回以上実施する。	
1 工事に 1 回品質証明書によりチェックする。	

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
アスファルト舗装（再生合材）	材料再（混合物）	必須	混合物の実施配合の決定 注：耐流動対策のため混合物は、ホイットラッキング試験により動的安定性をチェックすること。	舗装調査・試験法便覧		
			針入度	ASTMD 1856 JIS K 2207	設計針入度の70%以上	
		混合物の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧	混合物の合成粒度		
					2.36 mmフルイ	0.07 mmフルイ
				X10	±8.0%以内	±3.5%以内
				X6	±7.5%以内	±3.5%以内
		X3	±7.0%以内	±3.5%以内		
		アスファルト抽出試験	舗装調査・試験法便覧	混合物のアスファルト量 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.5%以内 X3 ±0.5%以内 実施配合の値と比較		
		基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧			
		骨材の配合率				
自記記録計による。混合物の温度測定						
その他	ホイットラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	Ds3000回/mm 以上 再生改質アスファルト使用時			

試験基準	摘要
配合は同一材料により6ヵ月以内に配合されたものがあり良好な結果であればそれを使用して良い。	① 使用届を提出し承諾を得ること ② 1工事での使用料が50t未満の場合に、同一プラントで他工事に使用する同一配合の管理データがあれば、原則としてそのデータを使用して良い。 ③ アスファルトの温度は、連続指示自記記録計とすること。 ④ 試験はプラントの試験データで良い。
月に1回の割合で実施する。	⑤ 基準密度は監督員の承諾を得ること。
1日につき1回行う。	
1日につき1回行う。	
当初の2日間午前・午後各1回。 舗設日が1日の場合は2回実施する。	
	自記記録計による。
随時決定する。	
1工事(出荷前)に1回実施する。	耐流動性の確認

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準		
アスファルト舗装（再生合材）	舗設現場	必須	敷き均し温度の設定		110℃以上		
			コア採取による品質管理 1 密度試験 2 アスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧「別冊」	実施配合のアスファルト量と、採取コアからの抽出アスファルト量の差により判定する。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 混合物のアスファルト量 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内		
アスファルト舗装工（歩道・路肩・橋面舗装）	材料（骨材・アスファルト）	その他	車道舗装に準じて実施する。	車道舗装に準じて実施する。			
			同上	同上			
	材料（混合物）	必須	混合物の実施配合の決定	舗装試験法便覧			
		その他	ホットピンの骨材粒度試験	舗装試験法便覧	混合物の合成粒度		
						2.36 mmフルイ	2.36 mmフルイ
					X10 ±8.0%以内 X6 ±7.5%以内 X3 ±7.0%以内	±8.0%以内 ±7.5%以内 ±7.0%以内	
		実施配合の値と比較					
	必須	アスファルトの温度測定混合物の温度測定					
		混合物のアスファルト抽出試験 混合物の粒度試験	舗装試験法便覧「別冊」 舗装試験法便覧「別冊」	混合物のアスファルト量 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.5%以内 X3 ±0.5%以内 実施配合の値と比較			
		混合物の基準密度の決定	同上				

試験基準	摘要
随時	
2,000㎡未満は3個、 2,000㎡以上は6個採取し試験する	10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
1工事に1回実施する。	工事着手前 車道舗装に準ずる。 ただし車道舗装と同一配合の合材を使用する場合は省略して良い。
	路肩舗装の車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。
随時実施する。	アスファルトの温度は連続指示自記録計とする。 同上
1日につき1回行う。	路肩舗装の車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。
当初の2日間、午前午後各1回。 舗設日が1日の場合は2回実施する。	同上

工種	種別	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
アスファルト舗装工（歩道・路肩・橋面舗装）	施工	必須	敷き均し温度の測定		110℃以上
			コア採取による品質管理 (1) 密度試験 (2) アスファルト量抽出試験	舗装調査・試験法便覧	締め固め度(歩道・路肩) 基準密度の90%以上 アスファルト量 ±0.5%以内 橋面舗装で採取個数が1個及び2個の場合はX3で判定し、4個以上はX6で判定する。アスファルト量は実施配合のアスファルト量と、抽出したアスファルト量の差により判定する。
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧	300ml/15s 以上(個々の測定値)

試験基準	摘要
随時	路肩舗装を車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。
1工事につき3個採取し試験する。 ※橋面舗装は、現場搬入合材から任意に3回採取し抽出試験を行う。	同上 厚さ測定後のコアーを利用する。 測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3個(X6)追加し、これが合格判定値の範囲内にあれば良い。 橋面舗装は、コア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ※締め固め度の管理基準は車道部については「アスファルト舗装表層・基層」の各基準、歩道部については本基準を採用する。
1工事につき3個採取し試験する。	歩道用透水性混合物に限る。

5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係

(1) プレキャストコンクリート製品関係

種 類	規格	試験方法	標準ロット数
無筋コンクリート管及び鉄筋 コンクリート管	JIS A5371 JIS A5372	JIS A5371 JIS A5372	300本
遠心力鉄筋コンクリート管(ヒ ューム管)	JIS A5372	JIS A5372	直管 φ150~350 500本 φ400~1,000 200本 φ1,100~1,800 150本 φ2,000~2,400 130本 φ2,600~3,000 100本 異形管、T字管、Y字管、 短管 100本 曲管、支管 50本
遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A5372	JIS A5372	200本
プレテンション方式遠心力高 強度プレストレストコンクリ ート杭(PHC杭)	JIS A5373	JIS A5373	外径 300~400 1,000本 450~600 700本 700~1,200 500本
コンクリート矢板	JIS A5372 JIS A5373	JIS A5372 JIS A5373	1,000枚
鉄筋コンクリートフリューム 及び鉄筋コンクリートベンチ フリューム	JIS A5372	JIS A5372	500個
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A5372	JIS A5372	1,000個
鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	JIS A5372	JIS A5372	1,000個
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A5345	JIS A5345	1,000個
舗装用コンクリート平板	JIS A5371	JIS A5371	2,000枚
コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩車道境界)	JIS A5371	JIS A5371	1,000個
コンクリートL形及び鉄筋コ ンクリートL形	JIS A5371 JIS A5372	JIS A5371 JIS A5372	1,000個
組合せ暗渠ブロック	JIS A5372	JIS A5372	1,000個
コンクリート積みブロック	JIS A5371	JIS A5371	1,000個
建築用コンクリートブロック	JIS A5406	JIS A5406	1,000個

(参考) 規格値	管理方式	処 置
<p>(1) JIS 製品</p> <p>個数の標準ロット数以下の場合、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に立会うものとする。</p> <p>ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法（又は重量）については 100 個、又はその端数毎に、1 個を抽出して再検査するものとする。</p> <p>試験（測定）項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。</p> <p>(2) JIS 同等品</p> <p>前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS 外製品</p> <p>別に定める規格により実施するものとする。ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以上の場合は管理図表による。</p> <p>20 点未満の場合は結果一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。</p> <p>(2) 不合格になった材料は、使用してはならない。</p>

(2) 鋼材関係

種 類	規格	試験方法	試験項目
鋼管杭	JIS A5525	JIS A5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験
H形鋼杭	JIS A5526	JIS A5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験
熱間圧延鋼矢板	JIS A5528	JIS A5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験
一般構造用圧延鋼材	JIS G3101	JIS G3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験
再生鋼材	JIS G3111	JIS G3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験

(参考) 規 格 値	管 理 方 式	処 置
<p>(1)JIS 製品 製造会社の品質試験結果（ミルシート）で確認をする。</p> <p>(2)JIS 外製品 同一形状寸法で 10～50 t までは 10 t 毎に 2 本、50 t を超える場合は 50 t 毎に 2 本の割合で試験を行うものとする。ただし、10 t 未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。</p>		

6 その他の二次製品

	種類	規格	試験方法	標準ロット数
ダクタイル 鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	ϕ 75～250 200本 ϕ 300～600 100本 ϕ 700～1,000 60本 ϕ 1,100～1,500 40本 ϕ 1,600～2,600 30本
	ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	
	ダクタイル鋳鉄直管 ダクタイル鋳鉄異形管 ダクタイル鋳鉄管継ぎ手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027	
硬質ポリ塩化ビニル管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 741	JIS K 6741	1,000本
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本
強化プラスチック複合管	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200本
鋼管	水輸送用塗覆装鋼管	JIS G 3443-1	JIS G 3443-1	200本
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452	
	圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	JIS G 3454	
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	JIS G 3457	
	水輸送用塗覆装鋼管の異形管	JIS G 3443-2	JIS G 3443-2	
	農業用プラスチック被覆鋼管	WSP A-101	WSP A-101	

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>(1)JIS 製品</p> <p>標準ロット数以下の場合は、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。</p> <p>ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法（又は重量）については、100 個、又はその端数毎に、1 個を抽出して再検査するものとする。</p> <p>試験（測定）項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。</p> <p>(2)JIS 同等品</p> <p>前項に準ずる。</p> <p>(3)JIS 外製品</p> <p>別に定める規定により実施するものとする。</p> <p>ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以上の場合は管理図表による。</p> <p>20 点未満の場合は結果一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。</p> <p>(2) 不合格になった材料は、使用してはならない。</p>